

新潟市訪問型基準緩和サービス(A4:独自/定額)サービスコード表

【自己負担割合1割(給付率90%)】

サービスコード	サービス内容略称	対象者	月の利用回数	算定項目	利用者負担額(円)	合成単位数	算定単位	支給限度額 対象区分
A4 1001	訪問型基準緩和サービス1	事業対象者・要支援1・要支援2 ※週1回程度の利用が必要とされた者	4回以上	イ(1)1回当たりの標準的な回数を定める場合(週1回程度)	999	978	1月につき	○
A4 1002	訪問型基準緩和サービス1日割				33	32	1日につき	○
A4 1011	訪問型基準緩和サービス2	事業対象者・要支援1・要支援2 ※週2回程度の利用が必要とされた者	8回以上	イ(2)1回当たりの標準的な回数を定める場合(週2回程度)	1,991	1,950	1月につき	○
A4 1012	訪問型基準緩和サービス2日割				66	64	1日につき	○
A4 1021	訪問型基準緩和サービス3	(事業対象者・)要支援2 ※週2回を超える程度の利用が必要とされた者	12回以上	イ(3)1回当たりの標準的な回数を定める場合(週2回を超える程度)	3,158	3,093	1月につき	○
A4 1022	訪問型基準緩和サービス3日割				105	102	1日につき	○
A4 1031	訪問型基準緩和サービス4	事業対象者・要支援1・要支援2	上記の回数未満	ロ(1-1)1回当たりのサービス提供の所要時間が20分以上45分未満	215	210	1回につき	○
A4 1041	訪問型基準緩和サービス5	事業対象者・要支援1・要支援2	上記の回数未満	ロ(1-2)1回当たりのサービス提供の所要時間が45分以上	264	258	1回につき	○

注1 イにおける標準的な回数は(1)の場合は1月4回、(2)の場合は1月8回、(3)の場合は1月12回とする。標準的な回数未満の場合はロで算定する。

【自己負担割合2割(給付率80%)】

サービスコード	サービス内容略称	対象者	月の利用回数	算定項目	利用者負担額(円)	合成単位数	算定単位	支給限度額 対象区分
A4 1101	訪問型基準緩和サービス1	事業対象者・要支援1・要支援2 ※週1回程度の利用が必要とされた者	4回以上	イ(1)1回当たりの標準的な回数を定める場合(週1回程度)	1,997	978	1月につき	○
A4 1102	訪問型基準緩和サービス1日割				66	32	1日につき	○
A4 1111	訪問型基準緩和サービス2	事業対象者・要支援1・要支援2 ※週2回程度の利用が必要とされた者	8回以上	イ(2)1回当たりの標準的な回数を定める場合(週2回程度)	3,982	1,950	1月につき	○
A4 1112	訪問型基準緩和サービス2日割				131	64	1日につき	○
A4 1121	訪問型基準緩和サービス3	(事業対象者・)要支援2 ※週2回を超える程度の利用が必要とされた者	12回以上	イ(3)1回当たりの標準的な回数を定める場合(週2回を超える程度)	6,316	3,093	1月につき	○
A4 1122	訪問型基準緩和サービス3日割				209	102	1日につき	○
A4 1131	訪問型基準緩和サービス4	事業対象者・要支援1・要支援2	上記の回数未満	ロ(1-1)1回当たりのサービス提供の所要時間が20分以上45分未満	429	210	1回につき	○
A4 1141	訪問型基準緩和サービス5	事業対象者・要支援1・要支援2	上記の回数未満	ロ(1-2)1回当たりのサービス提供の所要時間が45分以上	527	258	1回につき	○

注1 イにおける標準的な回数は(1)の場合は1月4回、(2)の場合は1月8回、(3)の場合は1月12回とする。標準的な回数未満の場合はロで算定する。

【自己負担割合3割(給付率70%)】

サービスコード	サービス内容略称	対象者	月の利用回数	算定項目	利用者負担額(円)	合成単位数	算定単位	支給限度額 対象区分
A4 1201	訪問型基準緩和サービス1	事業対象者・要支援1・要支援2 ※週1回程度の利用が必要とされた者	4回以上	イ(1)1回当たりの標準的な回数を定める場合(週1回程度)	2,996	978	1月につき	○
A4 1202	訪問型基準緩和サービス1日割				98	32	1日につき	○
A4 1211	訪問型基準緩和サービス2	事業対象者・要支援1・要支援2 ※週2回程度の利用が必要とされた者	8回以上	イ(2)1回当たりの標準的な回数を定める場合(週2回程度)	5,973	1,950	1月につき	○
A4 1212	訪問型基準緩和サービス2日割				196	64	1日につき	○
A4 1221	訪問型基準緩和サービス3	(事業対象者・)要支援2 ※週2回を超える程度の利用が必要とされた者	12回以上	イ(3)1回当たりの標準的な回数を定める場合(週2回を超える程度)	9,474	3,093	1月につき	○
A4 1222	訪問型基準緩和サービス3日割				313	102	1日につき	○
A4 1231	訪問型基準緩和サービス4	事業対象者・要支援1・要支援2	上記の回数未満	ロ(1-1)1回当たりのサービス提供の所要時間が20分以上45分未満	644	210	1回につき	○
A4 1241	訪問型基準緩和サービス5	事業対象者・要支援1・要支援2	上記の回数未満	ロ(1-2)1回当たりのサービス提供の所要時間が45分以上	791	258	1回につき	○

注1 イにおける標準的な回数は(1)の場合は1月4回、(2)の場合は1月8回、(3)の場合は1月12回とする。標準的な回数未満の場合はロで算定する。

【自己負担割合0割(給付率100%)】

※基準緩和サービスに地震による利用料金免除(給付率100)のサービスコード

サービスコード	サービス内容略称	対象者	月の利用回数	算定項目	利用者負担額(円)	合成単位数	算定単位	支給限度額 対象区分
A4 1301	訪問型基準緩和サービス1	事業対象者・要支援1・要支援2 ※週1回程度の利用が必要とされた者	4回以上	イ(1)1回当たりの標準的な回数を定める場合(週1回程度)	-	978	1月につき	○
A4 1302	訪問型基準緩和サービス1日割				-	32	1日につき	○
A4 1311	訪問型基準緩和サービス2	事業対象者・要支援1・要支援2 ※週2回程度の利用が必要とされた者	8回以上	イ(2)1回当たりの標準的な回数を定める場合(週2回程度)	-	1,950	1月につき	○
A4 1312	訪問型基準緩和サービス2日割				-	64	1日につき	○
A4 1321	訪問型基準緩和サービス3	(事業対象者・)要支援2 ※週2回を超える程度の利用が必要とされた者	12回以上	イ(3)1回当たりの標準的な回数を定める場合(週2回を超える程度)	-	3,093	1月につき	○
A4 1322	訪問型基準緩和サービス3日割				-	102	1日につき	○
A4 1331	訪問型基準緩和サービス4	事業対象者・要支援1・要支援2	上記の回数未満	ロ(1-1)1回当たりのサービス提供の所要時間が20分以上45分未満	-	210	1回につき	○
A4 1341	訪問型基準緩和サービス5	事業対象者・要支援1・要支援2	上記の回数未満	ロ(1-2)1回当たりのサービス提供の所要時間が45分以上	-	258	1回につき	○